

1 審査会の結論

- (1) 請求に係る公文書のうち、柔道整復師指導監査調査書、柔道整復施術療養費返還申出書、柔道整復師施術療養費支給申請書写し及び診療報酬明細書写しを非開示としたことは妥当である。
- (2) その余の部分については、患者の氏名を除き開示すべきである。

2 異議申立人の主張の要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、和歌山県知事（以下「実施機関」という。）が、平成6年10月4日付けで行った、「柔道整復師の指導監査結果について」（以下「監査結果文書」という。）及び「療養費の返還について」（以下「返還通知文書」という。）を非開示とした決定を取り消し、これらの公文書（以下「本件公文書」という。）の開示を求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書、意見書及び口頭による意見陳述によって主張する異議申立ての理由を要約すると次のとおりである。

ア 和歌山県公文書の開示に関する条例（平成5年和歌山県条例第2号。以下「条例」という。）第9条第2号本文の該当性について

本件公文書に記載されている柔道整復師（以下「本件整復師」という。）の療養費不正受給を保険者に通知した患者については、氏名等を公表することについての了解を本人から得ているので、プライバシー保護の必要性はなく、少なくともこの患者の情報については条例第9条第2号本文に該当するものではない。

イ 条例第9条第2号ただし書ウの該当性について

本件公文書を開示することにより、本件整復師の犯罪行為を明らかにし、療養費の不正受給を防止することができる。したがって、本件公文書は、条例第9条第2号ただし書ウの開示することが公益上必要であると認められるものに該当する。

ウ 条例第9条第3号ただし書の該当性について

- (ア) 本件整復師の行為は、患者の氏名、押印を偽造して療養費を請求するという違法なものであり、これによって氏名を冒用された患者は精神的苦痛を受け、又は生活の平穩を侵害されている。

(イ) 本件整復師は保険者から療養費を詐取しており、このような違法な事業活動に対してどのような法的処分がなされたのかを明らかにすることは、人の生活を保護するために必要である。

(ウ) 以上により、本件公文書は条例第9条第3号ただし書に該当する。

エ 本件整復師は、施術をしていないのに施術を行ったと偽り、しかも患者の名義を冒用して保険者から療養費を詐取している。非開示決定通知書の記載によれば、実施機関はこのような犯罪行為を過誤にすぎないと評価しているが、そのような評価を行った根拠を明らかにするために本件公文書を開示すべきである。

### 3 実施機関の説明要旨

非開示決定通知書、異議申立てに対する非開示処分の理由説明書、その他口頭による意見陳述等による実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

#### (1) 監査結果文書について

ア 条例第9条第2号本文の該当性について

監査結果文書には、患者が施術を受けた内容、疾病名等が記載されており、開示することにより患者のプライバシーが侵害される。

イ 条例第9条第2号ただし書の該当性について

監査結果文書は、本件整復師の過誤を指摘した指導的通知であることから、条例第9条第2号ただし書のいずれにも該当しない。

ウ 条例第9条第3号本文の該当性について

監査結果文書には、本件整復師の療養費請求に係る過誤を指摘した内容等が記載されており、本件公文書を開示することにより、本件整復師が運営している施術所の運営に誤解を生ずるおそれがあるとともに、施術を受けている患者との信頼関係を損なうことが推測される。

エ 条例第9条第3号ただし書の該当性について

監査結果文書は、本件整復師の過誤を指摘した指導的通知であることから、条例第9条第3号ただし書のいずれにも該当しない。

#### (2) 返還通知文書について

ア 条例第9条第3号に該当する。

返還通知文書には、本件整復師の療養費請求に係る過誤に関する内容が記載されており、本件公文書を開示することにより、本件整復師が運営している施術所の運営に誤解を生ずるおそれがあるとともに、施術を受けている患者との信頼関係を損なうことが推測される。

イ 条例第9条第3号ただし書の該当性について

返還通知文書は、条例第9条第3号ただし書のいずれにも該当しない。

#### 4 審査会の判断

当審査会は、本件公文書の非開示決定の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

##### (1) 本件公文書の内容等について

当審査会において精査したところ、本件公文書は形式的には2件の公文書であるが、実質的には次の7件の公文書から構成されている。したがって、当審査会では、これらの公文書ごとに条例第9条各号の該当性を検討することとする。

###### ア 監査結果文書

(ア) 伺文（処理経過等に係る部分及び施行文案を含む。）

(イ) 柔道整復師指導監査調査書（以下「監査調査書」という。）

(ウ) 柔道整復施術療養費返還申出書（以下「返還申出書」という。）

(エ) 柔道整復師施術療養費支給申請書写し（以下「支給申請書」という。）

(オ) 診療報酬明細書写し（以下「報酬明細書」という。）

(カ) 協定書写し

###### イ 返還通知文書

##### (2) 伺文について

###### ア 伺文の内容について

伺文は、実施機関の職員が本件整復師に対して指導監査を行った結果、行政上の措置を行うについての決裁を求めた公文書（平成6年3月7日起案）であり、民生部長から本件整復師あての指導文書、民生部長から社団法人和歌山県柔道整復師会（以下「整復師会」という。）長あての依頼文書及び保険課長から和歌山県社会保険事務所長あての通知文書の施行文案を含んでいる。

###### イ 条例第9条第2号の該当性について

(ア) 条例第9条第2号本文の該当性について

条例第9条第2号本文は、個人のプライバシーを最大限に保護するため、特定の個人に関する情報が記録されている公文書については開示しないことができる」と規定している。ここでいう個人に関する情報とは、思想、信条、信仰、心身の状況、学職歴、親族関係、所得、財産状況等、個人に関するすべての情報をいうが、伺文には、行政上の措置を行う根拠となった事実が、本件整復師の患者2名（以下この2名を区別する場合には「甲」及び「乙」という。）の氏名とともに記載されており、これらの氏名を開示すると、これらの人達が本件整復師等の治療を受けていた事実、すなわ

ち健康状態に関する事実が明らかとなる。したがって、伺文に記録された患者の氏名は条例第9条第2号本文に該当すると認められる。

ところで、異議申立人は、甲については本人から氏名等を公表することについての了解を得ているので、プライバシー保護の必要性はないと主張している。

しかしながら、条例は、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県政への参加を促進し、もって開かれた県政を一層推進することを目的として県民の公文書の開示を求める権利を明らかにしたものであり（条例第1条）、県民が自己に関する情報を求める権利を定めたものではないから、個人情報主体である本人が、自己に係る情報を開示されることについて同意をしているか否かは開示・非開示の判断に影響するものではなく、したがって、異議申立人の主張には理由がないものと認められる。

(イ) 条例第9条第2号ただし書の該当性について

条例第9条第2号ただし書は、同条同号本文に該当する情報であっても、法令等の規定に基づき何人でも閲覧することができる情報（ただし書ア）、公表を目的として実施機関が作成し、又は取得した情報（ただし書イ）、法令等の規定に基づく許可、免許、届出等の際に実施機関が作成し、又は取得した情報であって、開示することが公益上必要と認められるもの（ただし書ウ）については、いわゆる絶対的開示情報として開示しなければならないと規定している。

しかし、伺文に記録された患者の情報は、患者が本件整復師の治療を受けていたという事実を明らかにするものにすぎず、これら絶対的開示情報のいずれにも該当しないものと認められる。

ウ 条例第9条第3号の該当性について

条例第9条第3号本文は、法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより当該法人等の正当な利益が損なわれると認められるものは開示しないことができると規定している。

そして、伺文には、本件整復師が行政上の措置を受けたという事実が記録されていることから、実施機関は、これを開示すると本件整復師が運営している施術所の運営に誤解を生ずるおそれがあるとともに、施術を受けている患者との信頼関係を損なうことが推測されると主張している。

しかし、実施機関が理由説明書及び意見陳述によって説明しているところによれば、本件整復師の療養費請求は過誤に基づくものであり、したがって、口頭注意という軽い措置が行われたこと、また、当審査会において措置後の経過を確認したところ、本件整復師は過誤を自認し、任意に療養費の返還を行っていること等を考え併せれば、伺文を開示したとしても、実施機関の主

張するような事態が現実に発生する可能性は極めて低いものと考えられる。  
したがって、伺文が条例第9条第3号本文に該当すると主張する実施機関の主張は採用できないものである。

(3) 監査調査書について

ア 監査調査書の内容について

監査調査書は、平成6年2月22日に、実施機関の職員が、整復師会役員の立会いのもと、本件整復師に対して指導監査を行った結果を記録した公文書である。

イ 条例第9条第2号の該当性について

(ア) 条例第9条第2号本文の該当性について

監査調査書には、過誤返納金算定の根拠として本件整復師の患者の氏名が記録されており、これらの情報は前記4(2)イ(ア)で述べたように条例第9条第2号本文に該当する。

また、監査調査書には、立会人の意見が記録されており、これらの情報は立会人の内心の表示として、その職・氏名とともに条例第9条第2号本文に該当すると認められる。

さらに、監査調査書には、本件整復師が卒業した専門学校の名称、卒業年度及びこれまでに勤務をした整骨院の名称が記録されており、これらは本件整復師の学職歴に関する情報であり、条例第9条第2号本文に該当すると認められる。

(イ) 条例第9条第2号ただし書の該当性について

監査調査書に記録された患者の氏名、立会人の意見及び職・氏名並びに本件整復師の学職歴は、条例第9条第2号ただし書のいずれにも該当しないとも認められる。

ウ 条例第9条第3号の該当性について

(ア) 条例第9条第3号本文の該当性について

監査調査書には、本件整復師の事業概要、患者数を推認できる情報、事務処理の方法等本来本件整復師が事業活動を行う上での内部管理上の事項に属する情報が記録されており、これらを開示することによって本件整復師の事業内容が同業者に知られることになる等、本件整復師の事業運営上の地位を損なうことがあると考えられる。

また、監査調査書には、本件整復師の施術方法、業務執行等につき、一般的な指導のなされたことが記録されているが、指導のなされた具体的な根拠と程度が明らかにされておらず、これらを開示するときは本件整復師の信用を著しく損ない、その正当な利益を害するものと考えられる。

したがって、監査調査書は条例第9条第3号本文に該当するものと認め

られる。

(1) 条例第9条第3号ただし書の該当性について

異議申立人は、本件整復師の行為は患者の氏名、押印を偽造して療養費を請求するという違法なものであり、これによって氏名を冒用された甲は精神的苦痛を受け、又は生活の平穩を侵害されており、したがって、本件公文書は、条例第9条第3号ただし書に該当すると主張している。

この主張が事実であるか否かは別として、条例第9条第3号ただし書の適用に当たっては、事業活動情報の開示と人の生命、健康、生活等の保護との間に合理的な因果関係の存在することが必要であると考えられるところ、監査調査書に記録された事業活動情報は、本件整復師の療養費請求に関する指導監査の結果を記録したものにすぎず、これらの情報を開示することと、人の健康に対する危害を排除し、又は生活を平穩なものにすることとの間に合理的な因果関係があるとは考えられない。したがって、この点についての異議申立人の主張は理由がないものと認められる。

(4) 返還申出書について

ア 返還申出書の内容について

返還申出書は、本件整復師が実施機関の指導監査を受け、甲について平成3年7月から平成4年8月分までの計178,004円の、また、乙について平成4年7月及び8月分の計34,167円の過誤請求を自認し、その返還を申し出た公文書である。

イ 条例第9条第2号の該当性について

(ア) 条例第9条第2号本文の該当性について

返還申出書には、患者の氏名、患者の保険証記号番号及び被保険者本人か家族かの別が記録されており、これらの情報を開示すると、前記4(2)イ(ア)で述べたように、これらの人達の健康状態に関する事実等が明らかになることから、返還申出書は条例第9条第2号本文に該当すると認められる。

(1) 条例第9条第2号ただし書の該当性について

返還申出書に記録された患者の個人情報、前記4(4)イ(ア)で述べたとおりであり、条例第9条第2号ただし書のいずれにも該当しないと認められる。

ウ その他

当審査会において実施機関の指導監査事務の執行状況を聴取したところ、限られた人員の中で効率的な指導監査を行うためには、指導監査を受ける柔道整復師との協力関係が不可欠であると認められ、よって、返還申出書のごとき実施機関と本件整復師との協力関係を前提として作成及び提出された公

文書を開示すると、今後の指導監査事務に支障の生ずることが十分予想される。

したがって、本件異議申立てにおいては争点となっていないが、返還申出書は、条例第9条第8号に規定する、県の機関が行う監査に関する情報であって、開示することにより将来の同種の事務事業の円滑な執行に支障が生ずるおそれがあるものにも該当する可能性が十分考えられる。

(5) 支給申請書について

ア 支給申請書の内容について

支給申請書は、本件整復師が患者の受領委任を受けて和歌山県社会保険事務所に対して療養費の支給申請を行った公文書の写しであり、患者1名について1ヶ月分を1枚として作成されるものである。そして、本件公文書には、行政上の措置を行う資料として、甲に係るものが8枚、乙に係るものが2枚、合計10枚の支給申請書が、本件公文書の一部として添付されている。

イ 条例第9条第2号の該当性について

(ア) 条例第9条第2号本文の該当性について

支給申請書には患者の傷病名、傷病部位、負傷年月日、負傷原因、転帰内容、治療内容等の情報が患者の住所及び氏名とともに記録されており、条例第9条第2号本文に該当すると認められる。

(イ) 条例第9条第2号ただし書の該当性について

支給申請書に記録された患者の個人情報、前記4(5)イ(ア)で述べたとおりであり、条例第9条第2号ただし書のいずれにも該当しないと認められる。

(6) 報酬明細書について

ア 報酬明細書の内容について

報酬明細書は、特定の医療法人が乙に対して行った診療の報酬内容を明らかにした公文書の写しである。実施機関と整復師会との間で結ばれた協定の第10条第1項第3号によれば、現に医師が診療中の負傷については施術を行わないこととされており、報酬明細書は、乙が現に医師の診療を受けていたことを明らかにする資料として、本件公文書の一部とされたものである。

イ 条例第9条第2号の該当性について

(ア) 条例第9条第2号本文の該当性について

報酬明細書には乙の傷病名、傷病部位、診療開始日、診療実日数、検査内容、処置内容、投薬内容等の情報が乙の氏名とともに記録されており、条例第9条第2号本文に該当すると認められる。

(イ) 条例第9条第2号ただし書の該当性について

報酬明細書に記録された患者の個人情報、前記4(6)イ(ア)で述べたとおりであり、条例第9条第2号ただし書のいずれにも該当しないと認められる。

(7) 協定書写しについて

協定書写しは、実施機関と整復師会との間で、健康保険等の被保険者等に係る施術について、療養費の取扱いを協定した公文書の写しであり、条例第9条各号のいずれにも該当せず開示すべきである。

この点、実施機関は、協定書写しを開示しても異議申立人の請求の趣旨を満たすものではないことから非開示にしたと意見陳述によって説明するが、指導監査の根拠や、前記4(6)アで述べたように、請求できる療養費の範囲が協定によって定められていることから、協定書写しを開示しなければ行政上の措置の内容等を十分理解することはできず、したがって、実施機関の主張は理由がないものと認められる。

(8) 返還通知文書について

ア 返還通知文書の内容について

返還通知文書は、本件整復師が療養費の返還を行ったことを内容とする、和歌山県社会保険事務所長から保険課長あての通知文書(平成6年6月15日付け和東社第681号)である。

イ 条例第9条第3号の該当性について

実施機関は、返還通知文書には、本件整復師の療養費請求に係る過誤に関する内容が記載されており、返還通知文書を開示することにより、本件整復師が運営している施術所の運営に誤解を生ずるおそれがあるととも、施術を受けている患者との信頼関係を損なうことが推測されると主張している。

しかし、前記4(2)ウで述べたのと同様の理由により、返還通知文書が条例第9条第3号本文に該当するとは認められない。

(9) 異議申立人のその余の主張について

異議申立人は、その余の主張として、本件整復師の行為に対する実施機関の評価が不当であることを理由として本件公文書の開示を求めている。

しかし、当審査会の任務は公文書の開示・非開示の判断にあり、実施機関の行政措置の当・不当を判断する機関ではないことから、かかる異議申立人の主張は理由がないものと認められる。

(10) 結 論

以上のとおり、伺文、協定書写し及び返還通知文書は、患者の氏名を除き開

示すべきである。

## 5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成 6 年 12 月 19 日	諮問を受けた。
平成 7 年 1 月 30 日	実施機関から理由説明書を受理した。
平成 7 年 2 月 14 日	異議申立人から意見書を受理した。
平成 7 年 2 月 22 日	実施機関から理由説明の聴取を行った。
平成 7 年 3 月 29 日	異議申立人から意見聴取を行った。
平成 7 年 4 月 28 日	実施機関から理由説明の聴取を行った。
平成 7 年 6 月 9 日	実施機関から理由説明の聴取を行った。
平成 7 年 7 月 7 日	諮問の審議を行った。
平成 7 年 9 月 1 日	諮問の審議を行った。
平成 7 年 10 月 20 日	諮問の審議を行った。

